

○ 経営体育成促進事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 1964 号）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>経営体育成促進事業実施要領</p> <p>制定 平成 15 年 4 月 1 日付け 14 農振第 2432 号 最終改正 <u>令和 2 年 3 月 31 日付け元農振第 3548 号</u></p> <p>第 1～第 2 [略]</p> <p>第 3 事業対象地区</p> <p>1. 要綱第 4 の (1) のアの農村振興局長が別に定めるものとは、競争力要領別紙 1－1 の第 3 の 1 に規定する経営体育成型、<u>2 に規定する中山間地域型及び 3 に規定する中山間傾斜農地型並びに別紙 3 の第 4 の 1 の表の種類の欄の畜産担い手総合整備型をいう。</u></p> <p>2. 要綱第 4 の (1) のイの農村振興局長が別に定めるものとは、水利施設等保全高度化事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2703 号農林水産省農村振興局長通知。以下「高度化要領」という。）別紙 2 の第 3 の 1 の (3) のアに規定する畑地帯担い手育成型をいう。</p> <p>3. ～5. [略]</p> <p>6. 要綱第 4 の (3) の別に農村振興局長が定める促進計画等とは、次に掲げる計画をいう。</p> <p>(1) 競争力要領別紙 1－1 の第 6 の 1 に定める基盤整備関連経営体育成等促進計画、第 6 の 2 に定める特定地域経営体育成等促進・高収益作物導入促進計画又は別紙 3 の第 4 に定める畜産活性化計画</p> <p>(2) 高度化要領別紙 2 の第 6 の <u>3</u> に定める農業農村活性化計画</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>第 4～第 7 [略]</p>	<p>経営体育成促進事業実施要領</p> <p>制定 平成 15 年 4 月 1 日付け 14 農振第 2432 号 最終改正 <u>平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 1964 号</u></p> <p>第 1～第 2 [略]</p> <p>第 3 事業対象地区</p> <p>1. 要綱第 4 の (1) のアの農村振興局長が別に定めるものとは、競争力要領別紙 1－1 の第 3 の 1 に規定する経営体育成型、<u>2 に規定する耕作放棄地型、3 に規定する中山間地域型及び 4 に規定する中山間傾斜農地型並びに別紙 3 の第 4 の 1 の表の種類の欄の畜産担い手総合整備型をいう。</u></p> <p>2. 要綱第 4 の (1) のイの農村振興局長が別に定めるものとは、水利施設等保全高度化事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2703 号農林水産省農村振興局長通知。以下「高度化要領」という。）別紙 2 の第 3 の 1 の (2) のアに規定する畑地帯担い手育成型をいう。</p> <p>3. ～5. [略]</p> <p>6. 要綱第 4 の (3) の別に農村振興局長が定める促進計画等とは、次に掲げる計画をいう。</p> <p>(1) 競争力要領別紙 1－1 の第 6 の 1 に定める基盤整備関連経営体育成等促進計画、<u>第 5 の 2 に定める耕作放棄地解消等基盤整備基本構想及び第 6 の 2 に定める遊休農地利用増進土地改良整備計画若しくは第 6 の 3 に定める特定地域経営体育成等促進・高収益作物導入促進計画又は別紙 3 の第 4 に定める畜産活性化計画</u></p> <p>(2) 高度化要領別紙 2 の第 6 の <u>2</u> に定める農業農村活性化計画</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>第 4～第 7 [略]</p>

改 正 後	現 行
<p>(別記様式1)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省〇〇農政局長 殿 〔北海道にあっては農林水産省農村振興局長 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事名</p> <p style="text-align: center;">経営体育成促進事業実施状況報告書</p> <p>経営体育成促進事業実施要領（平成15年4月1日付け14農振第2432号農林水産省農村振興局長通知）第5の1の(1)の規定により、下記のとおり令和 年度の事業実施状況について報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(別記様式2) [略]</p>	<p>(別記様式1)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省〇〇農政局長 殿 〔北海道にあっては農林水産省農村振興局長 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事名</p> <p style="text-align: center;">経営体育成促進事業実施状況報告書</p> <p>経営体育成促進事業実施要領（平成15年4月1日付け14農振第2432号農林水産省農村振興局長通知）第5の1の(1)の規定により、下記のとおり平成 年度の事業実施状況について報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(別記様式2) [略]</p>

附 則（令和2年3月31日付け元農振第3548号）

- 1 この通知は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行前に、この通知による改正前の経営体育成促進事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第1964号農林水産省農村振興局長通知）の規定に基づき実施され、この通知の施行後も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。